

---

# AMT/NEWSLETTER

## Economic Security & International Trade

---

2025 年 5 月 16 日

### トランプ関税の最新動向と関税リスクへの対応

弁護士 中川 淳司 / 弁護士 高嵯 直子

#### Contents

- I. はじめに
- II. トランプ政権が課している 232 条関税
- III. 232 条とその他の関税との関係
  - 1. 232 条関税の課税方法
  - 2. 232 条関税と相互関税
- IV. 今後想定される 232 条関税リスクと対応

## I. はじめに

米中間での関税引き上げの報復対応が激化していたが、5 月 12 日、米国と中国は、90 日間、お互いの製品への関税を 10%に引き下げることに合意した。ただし、米国は中国産品に対する相互関税 10%とフェンタニル密輸を理由とする 20%を維持し、関税率は 145%から 30%に引き下げられると発表された。加えて、米国は、分野別関税は維持すると発表している<sup>1</sup>。中国産品に対して維持される分野別関税には、第 1 次トランプ政権時から広範囲の中国産品に課されている通商法 301 条に基づく関税や、鉄、アルミ及びこれらの派生製品等に課されている通商拡大法 232 条に基づく関税（以下「232 条関税」という）がある。

米中合意から、米国が全世界からの輸入品に一律に課している 10%の相互関税や、同じく全世界からの輸入品に課している 232 条関税については譲歩しない（関税を維持する）政権の意向が示唆される。本ニュースレターでは、特に後者の 232 条関税について解説する。

## II. トランプ政権が課している 232 条関税

米国大統領は、通商拡大法 232 条に基づき、国家安全保障の脅威と認定された輸入品に対し、輸入調整措置を発動することができる。同法では、「国家安全保障」の定義がなく、その認定にあたり考慮すべき要素が規定されるのみである。国防需要に必要な国内生産基盤に加え、個別の国内産業の経済的福祉 (economic welfare) に外国との競争がもたらす

---

<sup>1</sup> [Fact Sheet: President Donald J. Trump Secures a Historic Trade Win for the United States – The White House](#)

影響や、過剰輸入による国内製品の代替が進むことによる著しい影響等も考慮要素である。経済的な側面も含む「国家安全保障」の概念は広く解釈しうるため、同法に基づく措置は、事実上の産業保護手段として用いられる余地があり、後述のとおり、第 1 次トランプ政権時から多用されている（ただし、第 1 次トランプ政権時に関税発動にいたったのは鉄・アルミ製品のみ。）。

具体的な製品別の 232 条関税に関連する状況は以下のとおりである。

#### (1)鉄・アルミ製品

第 1 次トランプ政権は 2018 年、同法 232 条に基づき全世界からの鉄鋼に 25%、アルミ製品に 10%の追加関税を賦課した。ただし、一部の国からの輸入品は同関税から除外することを合意した（いわゆる国別除外）。また、米国で生産できない製品等についても米国企業からの申請による除外を個別に認めていた（いわゆる製品別除外）。

第 2 次トランプ政権は、鉄・アルミへの関税について、アルミの関税率を 25%へと引き上げたほか、鉄・アルミの派生製品を広く関税対象品目に追加し、上述の関税からの除外措置はすべて撤廃した。

#### (2)自動車・自動車部品

米国は、自動車及び自動車部品に対する 25%の 232 条関税の賦課を決定した。自動車に対しては 2025 年 4 月 3 日、自動車部品に対しては同年 5 月 3 日から関税が課されている。USMCA の原産地規則を満たす場合、非米国産部品の価格に対してのみ追加関税を賦課されるなど、一部特例がある。

#### (3)232 条に基づく調査が実施中の産品

米国は、輸入が国家安全保障に及ぼす影響について、以下のとおり 7 件の 232 条に基づく調査を実施中である。医薬品、半導体、特定の重要鉱物への新たな調査開始は、2025 年 1 月に公表された米国第一主義通商政策(America First Trade Policy)の指示を受け、同年 4 月 3 日付で公表された報告書<sup>2</sup>でも言及されていた。

調査中の各製品についても、今後関税が課される可能性がある。法律上、調査は 270 日以内に実施し、大統領が 15 日以内に措置を決定することとなっているが、調査が迅速になされ、措置発動にいたる可能性もある（以下の表の備考欄も参照。）。最新の情報の確認が重要である。

| 対象品目         | 調査開始時期*                      | 備考                                                                     |
|--------------|------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 銅            | 2025 年 3 月 10 日 <sup>3</sup> | 銅鉱石、銅精鉱、精製銅、銅合金、スクラップ銅、派生製品が対象。遅くとも 12 月に調査報告書が大統領に提出され、措置がとられる可能性がある。 |
| 木材           | 2025 年 3 月 10 日 <sup>4</sup> | 木材については米・カナダ間で歴史的対立がある。遅くとも 12 月に調査報告書が大統領に提出され、措置がとられる可能性がある。         |
| 半導体及び半導体製造装置 | 2025 年 4 月 1 日 <sup>5</sup>  | 半導体基板、ウェハー、レガシー半導体、最先                                                  |

<sup>2</sup> [Report to the President on the America First Trade Policy Executive Summary – The White House](#)

<sup>3</sup> [Addressing the Threat to National Security from Imports of Copper – The White House](#); [Federal Register :: Notice of Request for Public Comments on Section 232 National Security Investigation of Imports of Copper](#)

<sup>4</sup> [Addressing the Threat to National Security from Imports of Timber, Lumber – The White House](#); [Federal Register :: Notice of Request for Public Comments on Section 232 National Security Investigation of Imports of Timber and Lumber](#)

<sup>5</sup> [Federal Register :: Notice of Request for Public Comments on Section 232 National Security Investigation of Imports of Semiconductors and Semiconductor Manufacturing Equipment](#)

|                      |                              |                                                                                                                                             |
|----------------------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                      |                              | 端半導体、マイクロエレクトロニクス、及び半導体製造装置の部品が対象。また、派生製品も対象とされ、半導体を含む川下産品（電子部品サプライチェーンを構成する製品等）にも影響が出る可能性がある。遅くとも 2026 年 1 月に調査報告書が大統領に提出され、措置がとられる可能性がある。 |
| 医薬品及びその派生製品          | 2025 年 4 月 1 日 <sup>6</sup>  | ジェネリック・非ジェネリック医薬品、医療対策品、有効成分や主要な原料等の重要な原材料、及び派生製品が対象。遅くとも 2026 年 1 月に調査報告書が大統領に提出され、措置がとられる可能性がある。                                          |
| 重要鉱物及びその派生製品         | 2025 年 4 月 22 日 <sup>7</sup> | 重要鉱物の追加関税が決定された場合、相互関税率を代替すると規定されている。大統領令において、180 日以内に大統領への報告書を提出するよう求めており、この場合 10 月には調査報告書が提出され、措置がとられる可能性がある。                             |
| 中型・大型トラック及びその部品      | 2025 年 4 月 22 日 <sup>8</sup> | 上記(2)自動車・自動車部品は乗用車及び小型トラックを対象に 25%の追加関税を課すが、中型・大型トラックは対象外であった。遅くとも 2026 年 1 月に調査報告書が大統領に提出され、翌月措置がとられる可能性がある。                               |
| 民間航空機、ジェットエンジン及びその部品 | 2025 年 5 月 1 日 <sup>9</sup>  | 遅くとも 2026 年 2 月に調査報告書が大統領に提出され、措置がとられる可能性がある。                                                                                               |

### III. 232 条とその他の関税との関係

#### 1. 232 条関税の課税方法

232 条に基づく関税措置は、別段の規定がない限り、通常の関税等に追加して課される。この点、自動車・同部品への

<sup>6</sup> [Federal Register :: Notice of Request for Public Comments on Section 232 National Security Investigation of Imports of Pharmaceuticals and Pharmaceutical Ingredients](#)

<sup>7</sup> [Ensuring National Security and Economic Resilience Through Section 232 Actions on Processed Critical Minerals and Derivative Products – The White House](#); [Federal Register :: Notice of Request for Public Comments on Section 232 National Security Investigation of Imports of Processed Critical Minerals and Derivative Products](#)

<sup>8</sup> [Federal Register :: Notice of Request for Public Comments on Section 232 National Security Investigation of Imports of Trucks](#)

<sup>9</sup> [Federal Register :: Notice of Request for Public Comments on Section 232 National Security Investigation of Imports of Commercial Aircraft and Jet Engines and Parts for Commercial Aircraft and Jet Engines](#)

232 条関税、鉄・アルミ製品とその派生製品への 232 条関税については、以下のとおり、一定の範囲で追加関税が課されない場合があり、3 月 4 日以降支払い済の関税について還付が認められるので確認されたい<sup>10</sup>。

- 自動車・同部品に対する 232 条関税の適用がある場合、カナダ・メキシコ産品へのフェンタニル等対策の関税、鉄・アルミ及びその派生製品に対する 232 条関税は適用されない(重複して課税されることはなく、自動車・同部品に対する 25%のみ追加課税される。)
- カナダ・メキシコのフェンタニル等対策の関税が課される場合、鉄・アルミ及びその派生製品に対する 232 条関税は追加で課されない。
- 鉄・アルミ及びその派生製品については、重複適用する(鉄及びアルミ両方が使われる製品に対しては、25%と 25%の合計 50%が追加関税として課される)。

## 2. 232 条関税と相互関税

米国は、232 条関税とは別途、国家緊急経済権限法(IEEPA)に基づき、中国、カナダ及びメキシコに対するフェンタニル流入対策の不備を理由とする追加関税や、相互関税等を課している。

相互関税については、全世界からの輸入品に対する一律の課税(10%)に加え、国別に追加課税する相互関税率が公表されている(日本は 24%)。ただし、後者の国別相互関税は、対中関税を除き、4 月 10 日より 90 日間停止されている<sup>11</sup>。相互関税を規定する大統領令において、上述のとおり 232 条関税の対象となっている鉄・アルミ製品とその派生製品、自動車・同部品、銅、医薬品、半導体、特定の重要鉱物、エネルギー製品、その他 232 条に基づき関税の対象となる可能性のある製品は、相互関税の対象外とされている。

## IV. 今後想定される 232 条関税リスクと対応

232 条関税の対象品目について、派生製品が含まれる傾向がみられる。鉄・アルミの派生製品や自動車・同部品など関税発動にいたった品目については、関税分類番号が特定される。しかし、調査中の品目については、関税分類番号が現段階では示されていない。このため、実務的観点からは、対象となりうる自社製品の確認作業にコストがかかる可能性がある。今後も 232 条関税が拡大していく可能性もあるところ、調査に関する情報を追い、必要に応じて対象品目を限定するためのパブリックコメントの提出を検討したり、自社のサプライチェーンへの影響について分析するため、関連製品のデータ整理などを進めたりすることが重要であろう。また、関税が課されることとなった場合に備え、米国顧客との契約条件の確認も重要である。さらに、関税が大幅に引き上げられることも想定し、自社におけるサプライチェーン全体を見直し、代替販売先の検討なども進めておくことが考えられる。

な、第 1 次トランプ政権での鉄・アルミへの 232 条関税に対する除外措置の処理が煩雑であり、かつ 232 条関税を無意味化したとして、トランプ大統領は例外措置を設けないとしている。しかし、他の措置でも方針転換がみられ、また今後の政府間交渉により除外措置が新たに入る可能性は排斥されない。例外措置が導入された場合、必要な手続をすぐにとり、232 条関税の影響を最小化するためにも、従前行われた除外措置の手続の確認など、準備をしておくことも備えとしては有益であろう。状況は随時動いており、正確な情報収集が肝要である。

以上

---

<sup>10</sup> [Addressing Certain Tariffs on Imported Articles – The White House](#)

<sup>11</sup> [Modifying Reciprocal Tariff Rates to Reflect Trading Partner Retaliation and Alignment – The White House](#)

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 中川 淳司 ([junji.nakagawa\\_grp@amt-law.com](mailto:junji.nakagawa_grp@amt-law.com))  
弁護士 高崎 直子 ([naoko.takasaki@amt-law.com](mailto:naoko.takasaki@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。